

令和5年度

三豊市雇用対策協定に基づく事業計画

三 豊 市  
香 川 労 働 局

# 令和5年度三豊市雇用対策協定に基づく事業計画

## 目次

### 第1 趣旨

### 第2 協定に基づく令和5年度の取組

1. 雇用関係情報の共有に関する事
2. 企業の人材確保に関する事
3. 多様な求職者の就職支援・人材育成に関する事
4. 外国人労働者の雇用に関する事
5. その他

## 第1 趣旨

三豊市長と香川労働局長は、令和4年10月3日、三豊市(以下「市」という。)、香川労働局(以下「労働局」という。)及び観音寺公共職業安定所(以下「安定所」という。)が、市における経済の活性化と暮らしの向上を目指し、相互に密に連携して、求職者の就職の促進と市内企業の人材確保の支援を図ることを目的に、「三豊市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び安定所は、市の講ずる企業立地促進事業、産業振興事業及び雇用創出に関する施策の実施と、労働局及び安定所における職業紹介、雇用保険、企業指導及びその他雇用に関する施策が、緊密な連携のもと総合的、効果的かつ一体的に実施されるよう、「三豊市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、市における雇用失業情勢の改善に取り組むこととする。

連携に当たっては、各々が実施する施策等に関して情報・意見交換を実施するなど、互いの理解を深める取組を推進する。

なお、労働局及び安定所は、ここに定める以外の雇用に関する事項についても、各種施策への連携・協力について市からの要請があった時は、市と協議の上、誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

また、労働局及び安定所は、市等の雇用失業情勢に関する各種指標等について、積極的に市に提供することとする。

## 第2 協定に基づく令和5年度の取組

### 1 雇用関係情報の共有に関すること

市民及び求職者に対する雇用情報の提供を図る。

#### 〈市が実施する業務〉

- ① 求職者支援制度、雇用関係助成金等の雇用労働施策について広報、ホームページの活用及びマスコミを通じた情報発信を図る。

#### 〈労働局及び安定所が実施する業務〉

- ① 市、市内事業者、商工会、求職者に対して積極的に雇用労働施策等の情報提供を行う。

【数値目標】 広報またはホームページへの掲載

1回以上

### 2 企業の人材確保に関すること

求職者等の地元企業への就職を促進するため、就職説明会、相談会、セミナーなど、人材と地元企業とのマッチングや認知度向上及び誘致企業に対する雇用確保に関し、取組を実践する。

#### 〈市が実施する業務〉

- ① 人材不足の地元企業に呼びかけ、合同就職説明会を開催する。
- ② 積極的な企業誘致等を推進するとともに、立地を検討している企業の情報を、労働局及び安定所へ提供し、管内の労働市場情報の提供に努める。
- ③ 市の雇用関係助成金の周知・活用を図る。

#### 〈労働局及び安定所が実施する業務〉

- ① 誘致企業に対する労働市場の情報提供及び求人申込みの案内を行うとともに、国の雇用関係助成金の周知・活用を図る。
- ② 求人票記載内容のアドバイスや求人条件の緩和の助言等の求人充足サービスを強化し、企業の人材確保を支援する。
- ③ 市に対して相談会、セミナー等の情報を提供する。

【数値目標】 就職説明会及びセミナー等の実施

1回以上

### 3 多様な求職者の就職支援・人材育成に関すること

高齢者、就職氷河期世代、UIJ ターン者等への就職支援対策及び求職者への訓練等、相互連携を図る取組を実践する。

#### 〈市が実施する業務〉

- ① 高齢者、就職氷河期世代等に対する就職支援・人材育成の取組について相互連携を行う。
- ② 若者の地元企業への就職を促進するため、三豊市企業紹介ツアーなどを通じて、若者と地元企業のマッチングや、地元企業に対する若者の認知度向上に努める。

#### 〈労働局及び安定所が実施する業務〉

- ① スキルアップ支援やオンライン職業相談など、個々人の希望やニーズに応じたきめ細かな支援を行い、求職者の再就職の実現を図る。
- ② 合同就職説明会等の周知、参加募集を行う。
- ③ 公的職業訓練の受講をあっせんするとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を行う。

**【数値目標】 三豊市企業紹介ツアー等の実施**

1 回以上

### 4 外国人労働者の雇用に関すること

外国人労働者の雇用制度の活用を図る企業に対する支援を行う。

#### 〈市が実施する業務〉

- ① 今後増加が予想される外国人労働者が、職場や地域において共生するための施策を展開する。
- ② 外国人労働者を雇用しようとする地元企業に対して、雇用制度や支援制度等の周知、啓発に努める。
- ③ 外国人労働者雇用の相談窓口を設置し、制度の周知徹底を図る。

#### 〈労働局及び安定所が実施する業務〉

- ① 雇用管理の改善及び外国人雇用状況届出制度の適切な運用等に係る周知、啓発に努める。

**【数値目標】 広報またはホームページへの掲載**

1 回以上

## 5 その他

### 〈市における広域的な雇用対策等の機動的対応〉

- ① 協定に基づく事業計画等の雇用対策の円滑な実施に向けて、必要に応じて隣接自治体等との連携及び意見交換等を実施する。

### 〈大量求人又は大量雇用調整が発生した場合の迅速な対応〉

- ① 大規模な企業立地に伴い大量の求人が発生した場合、企業ニーズを把握し、相互連携による迅速な取組により、雇用確保対策に努める。
- ② 市に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じて関係機関等と連携し、離職者雇用対策本部等を設置するなど、離職者支援を実施する。

### 〈移住者への求職サポート〉

- ① 移住者、移住希望者に対し、市と労働局が緊密に連携し、求人情報を提供、発信する。